

入 札 説 明 書

宮崎県が行うみやぎきの神楽映像撮影・編集に係る業務委託に係る条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記４に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公 告 日 令和7年4月4日（金）

2 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 みやぎきの神楽映像撮影・編集に係る業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 日南市、西都市、教育庁文化財課（撮影済映像）

3 入札参加資格に関する事項

- (1) 本入札に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が広告・宣伝の者であり、委託仕様書を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- イ 過去5年間に、宮崎県内の地方公共団体又は保存会の発注により、県内の民俗芸能についての映像撮影及び編集した実績を1件以上有する者であること。
- ウ 宮崎県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- エ 本業務の実施について、宮崎県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えていること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 公告の日から契約締結するまでの間に、宮崎県から資格停止の措置を受けていないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）及び同種業務実績調書（別記様式第5号）、契約書の写し（以下、「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ア 提出場所 宮崎県教育庁文化財課（宮崎県庁3号館2階）
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9-10（電話 0985-26-7250）
- イ 提出期限 令和7年4月10日（木） 正午まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着とする。）による。

エ その他 申請書等は返却しない。また、提出期限以降の申請書等の修正及び再提出は、認めない。

(3) 入札参加資格確認結果は令和7年4月14日(月)までに書面により通知する。

4 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁文化財課(宮崎県庁3号館2階)

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9-10(電話 0985-26-7250)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札に参加する者は、別記様式第2号による入札書(以下「入札書」という。)を下記により提出しなければならない。ただし、開札場所に入札書を持参する場合はこの限りではない。

(1) 提出場所 宮崎県教育庁文化財課(宮崎県庁3号館2階)

(〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9-10)

(2) 提出期限 令和7年4月15日(火)午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送にあつては書留郵便に限る。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。)

(4) その他 入札書には3(3)に定める入札参加資格確認結果通知の写しを添付すること。

6 開札場所及び日時

(1) 場 所 宮崎県庁4号館2階入札室

(〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9-10)

(2) 日 時 令和7年4月16日(水) 午前11時から

(3) 事前に入札書を提出していない者は、入札書を持参する。入札書には2(3)に定める入札参加資格確認結果通知の写しを添付すること。

(4) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第3号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

(5) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

7 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

(2) 入札の回数は2回を限度とする。

(3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき（契約希望金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合）。

イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき（契約希望金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合）。

イ 契約を締結しようとする者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、資格停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正行為があった入札

(9) 入札公告等の規定に違反した者のした入札

10 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。